

発議第 1 号

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和 6 年 3 月 15 日

伊勢市議会議員 吉 岡 勝 裕

伊勢市議会議員 中 村 功

伊勢市議会議員 上 村 和 生

伊勢市議会議員 野 崎 隆 太

伊勢市議会議員 吉 井 詩 子

伊勢市議会議員 品 川 幸 久

伊勢市議会議員 浜 口 和 久

伊勢市議会議員 宿 典 泰

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

伊勢市議会議員 藤原 清史

衆議院議長	}	殿
参議院議長		
内閣総理大臣		
内閣官房長官		
総務大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		

発議第2号

常任委員会 閉会中継続審査・調査申出事件一覧表

1 教育民生委員会

(1) 事件

ア 高齢者福祉に関する事項

(2) 理由

市政に関する調査研究及び委員会活動の充実に資することを目的として、上記事項に係る先進地の事例調査を行うため

(3) 期間

調査終了まで

2 産業建設委員会

(1) 事件

ア 上下水道に関する事項

(2) 理由

市政に関する調査研究及び委員会活動の充実に資することを目的として、上記事項に係る先進地の事例調査を行うため

(3) 期間

調査終了まで

発議第 3 号

再審法改正を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和 6 年 3 月 15 日

総務政策委員会

委員長 辻 孝 記

再審法改正を求める意見書

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうするわが国にとってはもちろん、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。また、名張市では、過去に名張毒ぶどう酒事件が発生しており、既に約 63 年が経過しているにもかかわらず、未だ救済は果たされていない。

ところで、えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理のあり方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば「再審のルール」が存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くのえん罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それがえん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法を速やかに改正すべきである。

ゆえに、国におかれては、再審法を速やかに改正するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものである。

令和 年 月 日

伊勢市議会議長 藤原 清史

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣

} 殿